

佐々町学校給食物資の購入等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐々町立小中学校の給食室において調理する給食の献立の決定及び使用する食材料（主食、牛乳、脱脂粉乳等の物資及び地場産の食材料を購入する場合を除く。）の購入手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 価格競争物資 最低価格見積により納入業者を選定する食材料をいう。
- (2) 生鮮食材料 加工食品及び添加物以外の農産物、水産物及び畜産物の食材料をいう。
- (3) 見本選定物資 見本等により納入業者を選定する食材料をいう。

(給食の献立決定手続)

第3条 各学校の校長は、児童又は生徒1人1回あたりの平均所要栄養量の基準に則した給食献立を作成しなければならない。

2 前項に規定する給食献立は、栄養教諭及び各学校の調理員の代表で構成する佐々町学校給食献立検討会の意見を聴いて決定しなければならない。

(見積書等の徴収)

第4条 教育長は、価格競争物資及び見本選定物資の見積書等を佐々町学校給食物資納入業者の登録等に関する要綱（令和8年3月25日佐々町教育委員会要綱第5号）第4条の規定に基づき登録した業者（以下「登録業者」という。）から徴するものとする。

(価格競争物資納入業者の決定)

第5条 価格競争物資は、最低価格の見積者をもって決定する。

(生鮮食材物資納入業者の決定)

第6条 生鮮食材物資は、町内の登録業者から見積書を徴した上で、登録業者との調整をもって決定する。

(選定会議の設置)

第7条 見本選定物資の納入業者選定のため、佐々町学校給食物資納入業者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

- 2 選定会議は、別表に掲げる者をもって組織する。
- 3 選定会議に会長及び副会長を置く。
- 4 会長には、教育次長をもって充てることとし、副会長には、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 会長は、会務を総理し、選定会議を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(見本選定物資納入業者の決定)

第8条 教育長は、見本選定物資の納入業者選定を選定会議に付託し、選定会議は、品質、味等を比較検討の上決定し、教育長に報告するものとする。

(結果の報告)

第9条 教育次長は、第5条及び前条の規定により納入業者が決定した経過を明らかにするため、学校給食価格競争物資・見本選定物資選定調書（様式第1号）を作成し、教育長に報告しなければならない。

(発注)

第10条 各学校の校長は、前条の規定に基づく報告の後、食材料を学校給食物資発注書（様式第2号）により、契約単価をもって納入業者に発注するものとする。

(特例)

第11条 各学校の校長は、緊急の必要がある又はやむを得ないと認められる場合、第4条から第9条までの規定にかかわらず、教育長の承認を得た後、食材料の発注をすることができる。

(納入)

第12条 第9条又は前条の規定により食材料の発注を受けた納入業者は、指定期日までに学校給食物資発注書の規格に適合した食材料を指定された各学校に納入しなければならない。

(検収)

第13条 納入された食材料は、納入業者立ち会いの上、各学校の校長が指定した職員が検査を行い、合格したものについて納品書とともに受領するものとする。

(代金の請求)

第14条 食材料を納入した納入業者は、1か月分の請求を取りまとめの上、佐々町長に対して、食材料の代金を請求するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表（第6条関係）

委 員	委員数
小・中学校 校長の代表	1
小・中学校 P T Aの代表	1
小・中学校 給食担当教職員の代表	1
小・中学校 調理員の代表	3
栄養教諭又は栄養職員	1
教育委員会 教育次長	1